

融資・貸付

補助金
・出資

情報提供
・相談

セミナー
研修・イベント

法律・条例等
に基づく支援

その他

その他の支援制度

□□□ 宮崎県トライアル購入事業者認定制度 □□□

新商品の販路開拓に役立ちます。

● 対象者

県内に主たる事業所を有する中小企業者及び本県への誘致企業

● 支援内容

県内の中小企業等が開発・製造した新規性や利用効果が高い製品等で、県の業務での活用が見込まれる場合に、県が本制度による認定を行うことにより、試行的に随意契約で購入ができるようにする制度です。

※食料品・医薬品（類似品を含む）は、対象外です。

○ 認定基準

- ① 既存の製品に比べ、新規性、先進性、独自性があると認められるもの。
- ② 社会的有用性が認められるもの。
- ③ 県の機関での購入が見込まれるもので、これまで購入実績のないもの。

● ご利用方法

認定製品の募集は年1回程度行います。

問合せ先

宮崎県 商工政策課 商工団体・商業振興担当 TEL 0985-26-7098